

令和3年7月15日

文京区立小・中学校の保護者の皆様

文京区教育委員会

令和3年度のICT機器を活用した教育活動について

日頃より本区の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和3年4月より、本区の小・中学校におきまして全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を貸与し、学校の教育活動に使用しております。二学期以降、ご家庭に持ち帰り、臨時休業等における学習や家庭学習等に活用することを予定しております。つきましては、下記の点についてご理解とご協力をお願いします。

記

1 タブレット端末を活用した教育活動について

各教科等の指導において、タブレット端末を効果的に活用することで、児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現及び個に応じた指導の充実を目指します。

2 学習支援ソフトの活用について

学校及び家庭において学習支援ソフトを活用した学習を行い、児童・生徒が自主的に問題に取り組んだり、自分自身の学習の記録を確認したりすることができます。また、教員が個別の学習の記録を確認することにより、個に応じた指導を充実させるとともに、繰り返し学習させることで基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させることを目指します。

3 家庭でのインターネット接続について

二学期以降、オンラインを活用した学習や家庭学習を行う等、必要に応じてタブレット端末を家庭に持ち帰ることを想定しています。タブレット端末を家庭でお使いの際は、家庭のインターネット環境に接続してご利用ください。

また、貸与するタブレット端末をインターネットに接続する環境が家庭に無い場合には、インターネット環境を整備いただきますようお願いいたします。

通信事業者は各家庭で自由にお選びいただけますが、区が所有しているモバイルWi-Fi本体を無償で貸与し、各家庭において記載事業者とSIMカードを有料で契約いただくことも可能です（貸与するモバイルWi-Fi本体は、当該事業者のSIMカードしか利用できません。）。

（1）事業者

東京ケーブルネットワーク株式会社

（2）電話番号

0800-123-2600（10:30～17:00 日祝休み）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間が変更となる場合があります。

（3）月額料金

1,680円（税込1,848円）

(4) 通信量上限

無制限（文京区、千代田区、荒川区、中央区（一部エリア）でのみ利用可能となります。）

(5) 申込方法

詳細につきましては、別添「モバイルW i - F i（本体のみ、通信料別）の貸与についてく参考」をご確認ください。

4 就学援助が認定された世帯について

就学援助が認定された世帯に対しては定額を通信費として学習支援費に含め本年度の9月分から支給します。区のモバイルW i - F i を借り、S I Mカードを契約した場合の月額費用を一律支給額の目安にしておりますが、別の機器を契約し、通信環境を整備しても構いません。これにより、差額が発生した場合はご自身で負担をお願いします。

5 保護者の皆様へのお願い

- ・タブレット端末は区からの貸与品です。大切に扱うようご指導ください。紛失や故意による破損の際には弁償していただくことがあります。なお、卒業、転出の際には本体及び付属品一式を返却していただきます。
- ・タブレット端末の故障や紛失の際は、速やかに学校へご連絡ください。
※端末に記載されている電話番号へはご連絡しないようにしてください。
- ・個人のI Dやパスワードなどは絶対に他人に漏らさないようお願いします。
- ・児童・生徒が、有害サイト等を検索できないようにフィルタリングの設定をしているとともに、使用できる機能を制限しております。それでも有害サイト等にアクセスしてしまった場合はすぐに電源を切るようにお声がけいただき、学校にご連絡くださいますよう、お願いします。
- ・学校でもタブレット端末の使い方を指導していきますが、家庭での使用については、保護者の皆様にもご協力をお願いします。
- ・家庭での使用ルールについて、別添「タブレット端末の使い方のルール」等を参照し、お子様と一緒に話し合ってください。

6 個人情報の取扱いについて

- ・Microsoft365のアカウント登録や学習支援ソフト等の設定等のため、Microsoft 社等の関係諸機関にお子様の個人情報を提供する場合があります。
- ※個人情報「児童・生徒の名前、学校名、学年学級、出席番号、学習の記録」
- ・お子様が作成したデータ等をMicrosoft 社等が提供するクラウド上に保存する場合があります。
- ・不適切な活用がないか確認するため、区教育委員会では通信状況や閲覧履歴等の操作ログを収集しております。不適切な活用がある場合には、学校から連絡させていただきます。また、遠隔で操作する場合があります。

7 お問合せ

指導内容に関すること	教育指導課	5 8 0 3 - 1 3 0 0
モバイルW i - F i の貸出しに関すること	学務課施設担当	5 8 0 3 - 1 2 9 6
就学援助に関すること	学務課学事係	5 8 0 3 - 1 2 9 6